

<報道発表資料>

令和 8 年 5 月 1 9 日

京都市監査事務局

発達障害者支援センター運営業務委託契約の締結に係る住民監査請求（第 2 次）の監査結果の公表

地方自治法第 2 4 2 条第 5 項の規定により、京都市監査委員が実施した監査の結果について、お知らせします。

1 概要

- (1) 請求日 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
- (2) 請求人の数 1 名
- (3) 請求内容

京都市が、令和 7 年度に社会福祉法人京都総合福祉協会（以下「本件協会」という。）との間に締結した京都市発達障害者支援センターかがやきの運営業務（以下「本件業務」という。）に係る委託契約（以下「本件契約」という。）について、本件協会は、発達障害者支援法（以下「法」という。）に基づく指定を受けておらず、また、本件業務を何一つ行っていないとして、本件協会に対する令和 7 年度における本件契約（以下「令和 7 年度本件契約」という。）の取消し及び委託料の返還請求、翌年度（令和 8 年度）にも本件業務を本件協会に委託した場合にはその委託契約（以下「令和 8 年度本件契約」という。）の取消し等、必要な措置を講じるよう求めるもの

2 監査委員の判断

棄却

3 棄却理由の要旨

(1) 論点整理

請求人は、本件契約について、①本件協会が法第 14 条第 1 項に基づく指定を受けていないにもかかわらず契約を締結したこと、及び②本件協会が本件業務を実施していないことを理由に、令和 7 年度本件契約の締結及びそれに伴う委託料の支出が違法又は不当であり、さらに、令和 8 年度において本件協会に本件業務を委託した場合には、当該委託契約（令和 8 年度本件契約）の締結も違法又は不当であると主張しているものと解する。

したがって、以下、請求人の主張する上記の2点について検討するものとする。

- (2) 本件協会が法第14条第1項に基づく指定を受けていないとする主張について
- ア 法第14条第1項の規定により、本件業務を委託する場合、その委託の相手方は、同項に基づく指定を受けた者である必要があるところ、令和7年度本件契約の締結時点において、本件協会は、同項に基づく指定を受けていなかった。
- イ しかしながら、京都市長は、その後、令和7年7月31日付けで本件協会に対する指定を行っており、さらに当該指定は、令和7年度本件契約の締結の有効性を実質的に追認する意味を包含しているものと解されることから、当該指定行為自体に特段の瑕疵が認められない限り、令和7年度本件契約の締結については、当該指定によって、瑕疵は治癒されたものと評価すべきである。
- ウ そして、当該指定の申請に当たり本件協会から提出された申請資料等の内容を総合すると、本件協会は、京都市が定める指定の基準をいずれも満たしているものと認められることから、当該指定について瑕疵は認められない。
- エ したがって、令和7年度本件契約の締結は、違法又は不当な契約の締結には当たらない。
- (3) 本件協会が本件業務を実施していないとの主張について
- ア 請求人は、本件協会が発達障害者支援を行っていないこと等を理由に、本件協会は令和7年度本件契約に基づく本件業務を実施していない旨主張しているが、仮に、請求人の主張するとおり、本件協会が、本件業務を実施していないとすると、本件協会に対する令和7年度本件契約に基づく委託料の支出は違法又は不当なものとなり、また、そのような法人を契約の相手方とした令和8年度本件契約の締結についても違法又は不当と評価される可能性がある。
- イ しかしながら、本件協会が本件業務を行っていない根拠として請求人が掲げている内容について確認した結果、これらから、請求人の主張を裏付ける事実関係はいずれも認められなかったことから、かかる請求人の主張は当を得ないものである。
- ウ また、本件協会から提出された令和7年度における本件業務の実績報告の内容等からも、本件協会が本件契約に定める委託業務を怠ったとされるような事情はうかがえないことから、本件協会は令和7年度本件契約に基づく本件業務を適正に実施していたものといえる。
- エ したがって、令和7年度本件契約に係る委託料の支出及び令和8年度本件契約の締結について、違法又は不当な点はないといえる。
- (4) 結論
- 以上のとおり、令和7年度本件契約の締結及びそれに伴う委託料の支出並びに令和8年度本件契約の締結について、違法又は不当な点はない。
- よって、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

4 監査結果通知・公表

令和8年5月19日（火）

詳細は、京都市情報館ホームページ（市政情報－監査－監査等の実施状況－住民監査請求監査）に、監査結果公表文（PDF形式）を掲載しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kansa/page/0000145307.html>

<お問合せ先>

京都市監査事務局

電話：075-212-2688（5月22日（金）まで）

075-708-2732（5月25日（月）から）

※ 執務室の移転に伴い、5月25日以降、お問合せ先の電話番号が上記のとおり変更となりますのでご注意ください。